

135号建物空調機据付役務

補給科長	補給班長	補給施設
		

業務隊長	管理科長	営繕班長	財 施設管理	担当者
				

件名	135号建物空調機据付役務	番	1 / 4
図名	表紙	尺	—

5.5.16

陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

書樣仕記特

名 件

135号建物空欄據付役務

2. 場所

靜岡縣駿河市駒門5-1 陸上自衛隊駒門駐屯地 135号建物

3 概 要

空調機（壁掛）据付（リモコン、配管及び配線等付属設備含む） 6台

作業期望

作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

5 一般仕様

(1) 一般事項

ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁營繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書による。

イ 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、監督官と協議を行う指示に従うこと。

ウ 役務着手に際し、現場の積まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の輕微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従ひ施工するものとする。

エ 本役務に必要な工具類及び消耗部品は、請負者の負担とする。

オ 請負者は駐屯地内で作業を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入り・火気取扱・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、役務実施場所以外への立ち入りを禁止する。

力 役務に必要とする電気及び水は、原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

キ 本役務で発生した発生材のうち金属類については、計量をたうで発生材圖書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積すること。その他は全て監督官の指示する場所に集積すること。

(2) 現場管理

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、請負者の責任において補償するものとする。

(3) 材料檢査

使用材料は仮設材料を除き全て新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うこと。

(4) 圖 4-10

ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表を提出して監督官の承認を受けるものとする。

また、その他役務に必要な提出書類等は監督官の指示で規格様式で作成し必要部数提出すること。

役写真最真影は請負者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、役務完了及び完了後に明細でない箇所の施工状況並びに材料採取、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

6 特記事項

(1) 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、図面より現地の取り合いを優先すること。

(2) 本投券で据付を行う空調機は官給品とし、規格等は下記の表による。なお、型式は全て壁掛型であり、電源種別は三相200Vである。

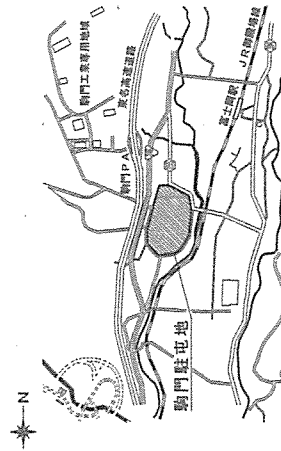
名 称	メーカ一	能 力	数 量	型 式
空調機 (壁掛型)	ダイキン	1.5馬力	6 台	SZRA40BJNT 室内機 : FAP40FA 室外機 : RZRP40BFT リモコン : BRC7F18

(3) 空調機保管場所(8号建物、下図参照)から作業場所まで搬入すること。

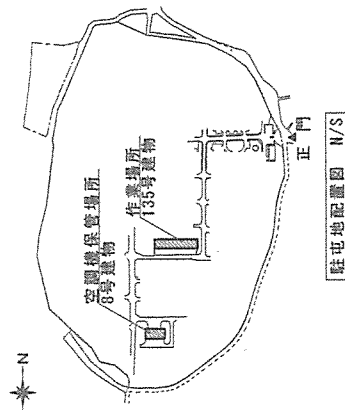
(4) 屋外配管作業については、北側居室(315、317、415、417号室)は高所作業車を使用し、南側居室(303、305号室)は足場を設置し行うこと。

(5) 更新する空調機の接続に必要な材料は請負者が用意する。と。

(6) 空欄欄据付後、試運転調整を行い異常の有無を確認し、試運転調整結果報告書を提出することと。



圖內	N/S
----	-----



駐屯地配置圖 N/S

件 名	1 3 5 号建物空調機付役務	図 番	2 / 4
図 名	仕様書、案内図、配置図	縮 尺	図 示

高所作業車設置場所



空調機新設（室外機：屋上）2台

